令和２年度 事業計画

自　令和２年４月 １ 日
至　令和３年３月 31 日

はじめに

我が国の経済は、消費増税による消費低迷やコスト高により長年続いた景気の回復基調に陰りが見え始め、後退局面に入ったとの見解が強くなっています。

建設業界においては、他産業に比べて高齢化が進展し、この数年間で、現場を支えてきた熟練建設技能者が大量に退職することが問題となってきており、建設技能者をはじめとする担い手の確保・育成が重要な課題となっています。

このため、国土交通省では、「働き方改革」の推進や「外国人の活用」等、建設業の担い手確保対策に積極的に取り組んでおりますが、業界においても建設技能者の処遇の改善、建設現場の生産性の向上が求められているところです。

また、本県においても、公共及び民間建設投資の縮小への不安感が出てきており、業界を取り巻く環境に今後どう影響するのか注視する必要があります。

当協会では、昨年度に引き続き、設備業界を担う若年者の確保・育成を主要事業の一つとして位置づけ、適切な賃金水準の実現、労働環境の整備・充実等「建設業における働き方改革」の取組みを推進していくこととしています。

一方で、公共工事の竣工の平準化、設計精度の向上、後工程にしわ寄せを生じさせない施工管理等について、発注当局への積極的な要請を継続し、設備業界の健全な発展の実現に努力していくこととしております。

なお、現在、新型コロナウィルス感染症が国内、県内で拡大しており、経済や生活への影響が懸念されています。建設資材、部材の供給にも支障が出てきていますが、当協会の事業活動においても、適時、必要で適切な対応を講じていきたいと存じます。

このようなことも踏まえ、以下のとおり令和２年度の事業活動を推進してまいります。

１．要請活動等

(1)　県内企業への優先発注並びに設備工事の分離発注の促進

当協会の基本命題である「設備工事の分離発注」については、国や県の方針と長年にわたる要請活動が奏功し、市町村においても一応の定着化はしてきたが、一部個別案件で一括発注が散見されていることから、引き続き機会あるごとに要請を行うものとする。併せて、国等の発注工事については、沖縄振興計画の主旨に則り、県内企業への優先発注の割合を大きく引き上げてもらうよう要請活動を行う。

(2)　その他必要な要請

設備専門工事業者の立場から機会あるごとに意見等を提起して、当協会と係わりのある各種団体との有機的連携の下、適宜必要な要請活動を行う。

２．諸官庁との意見交換、懇談会の開催並びに連携・協力

(1)　業界が抱える諸課題について、国・県等、諸官庁との意見交換や情報交換、懇談会を通して提言、要望、情報提供等を積極的に行う

(2)　沖縄県建設業審議会への参加

(3)　沖縄県建設産業ビジョンの推進

３．人材確保・育成の推進

少子化や建設需要増に伴う人手不足、業界の将来を担う若者の入職促進について、行政や教育機関並びに関係団体と連携し、積極的に取り組む。

(1)　工業高校教諭との意見交換
(2)　新入社員研修会の開催
(3)　建設雇用改善事業推進会議への参画
(4)　建設キャリアアップシステムへの対応
(5)　各種団体への参加協力、連携、交流の推進
　　(建設フェスタ、合同企業説明会)

４．組織の充実強化、活性化

当協会は、社会的にも設備業界の活動母体として認知されているが、さらに組織の充実強化、活性化を図り、発信力を一段と高めるため、以下の事項を実施する。

(1)　新規会員(正会員・賛助会員)の加入促進
(2)　各地区懇談会の実施
(3)　各委員会等の活動強化
(4)　北部・宮古・八重山部会の活性化
(5)　会員相互の親睦、交流の推進

５．会員資質向上への取り組み

当協会が、分離発注や県内企業への優先発注を主張し求めるには、責任ある施工体制と高度な技術力によるアフターケアが迅速かつ適切に対応できることが根拠となっている。このような観点から、以下のような研修及び講演会を実施し、会員の技術力の研鑽・向上と人材の育成を図り、高度な技術者集団として基盤強化を図る。

(1)　電気・空調・衛生・通信工事等の技術研修会等の実施
(2)　電気工事及び管工事施工管理技術検定並びに設備士資格検定への協力
(3)　基幹技能者制度への協力
(4)　経営管理者向け研修会等の実施
(5)　入札契約制度に係る説明会、研修会の実施
(6)　建設業法、独占禁止法等の関係法令の遵守、企業倫理の徹底

６．地域社会への貢献

国・県との防災協定締結を受けて、各機関の担当者と協会の地区代表を結ぶ緊急連絡網の確立について、連絡網が机上のものに終わらないように、随時、連絡調整会議等を開催し、連絡網の整備や情報伝達訓練の実施方法等について協議していきたい。

また、各種ボランティア活動の実施並びに国や県及び地方自治体が企画する諸行事へ必要に応じ参画し、地域社会への貢献に努める。

(1)　災害時における緊急支援のための、防災教育、訓練、連絡網の整備等
(2)　県政上の重要プロジェクトや福祉団体等への協力
(3)　ボランティア活動の実施(団体献血、清掃ボランティア等)

７．労働環境の整備、労働安全衛生活動の推進

労働安全衛生活動は、企業にとって永遠の課題であり、経営の根幹をなすものである。

当協会としても、建設業労働災害防止協会沖縄県支部との連携を図り、会員企業と一体となって継続的に労働災害防止に取り組むこととする。

(1) 国等からの労働安全衛生対策の周知徹底
(2) 建設現場の安全パトロールの実施
(3) 労働安全衛生大会の開催(12 月)
(4) 社会保険加入対策の推進

８．広報・啓発、広聴活動の強化

建設業界や関係官公庁並びに各種団体等の動向をタイムリーに会員に知らしめることは極めて重要である。そのためには、幅広い広報・啓発活動を展開することが肝要であり、あらゆる機関や団体等とのコミュニケーションを図るとともに、以下のような事業を実施する。

(1) 電管協会報の発行(夏冬、年 2 回)
(2) 電管協通信(電子メール)並びに情報・資料の配布
(3) 官公庁からの各種通達等にかかる指導連絡業務の徹底
(4) 上部団体や建産連等関係団体との密接な連携及び情報交換
(5) 各種証明書等(防災・ボランティア・協会加入)の発行
(6) 電管協ホームページの充実、積極的活用

９．功労者表彰等の候補者の推薦

叙勲、褒章及び大臣表彰等について、関係官庁等を通じ候補者を推薦する。

10. 受託業務等の実施

(1) 建築設備定期検査報告書受付業務
(2) 昇降機定期検査報告書受付業務

11. 会議の開催

(1) 総会、理事会、執行部会、委員会の開催

12. 青年部会活動の推進

13. 創立 65 周年記念「視察研修」の実施

14. その他、本協会の目的を達成するための必要事項の計画及び実施